

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

(2) 各論

【研究成果 1】

関口 智「アメリカ連邦・州政府における法人所得税・社会保障税・個人所得税の相互関連—C 法人・S 法人・ユニタリータックス・LLC・EITC—」 立教大学経済学研究会 立教経済学研究 60 巻 1 号 2006.7 57-102

(概要)

1990 年代後半のアメリカは未曾有の好景気のもとで財政再建を達成した。本稿で着目したのは、財政再建期におけるアメリカの租税構造、とりわけ連邦・州政府における法人税・所得税・社会保障税の相互関連である。

1980 年代から 1990 年代における主要税収増加率と実質 GDP 増加率との関連、とりわけ 1990 年代後半における主要税収増加率を見てみると、所得税・法人税・社会保障税それぞれが異なる動きをしていという、興味深い事実が浮き彫りとなる。これらの要因を探るべく 2 つの視点から述べた。

第一に、連邦政府内部での法人所得税・社会保障税・個人所得税の相互関連や、州・地方政府内部での法人所得税・社会保険税・個人所得税の相互関連に着目した分析である。これらは、各政府内部での租税構造又は租税間の関連であり、水平的租税関係ということもできる。

第二に、連邦政府と州・地方政府相互の個人所得税の関連や、連邦政府と州・地方政府相互の法人所得税の関連等に着目した分析である。これらは、各政府間の租税構造又は租税間の関連であり、垂直的租税関係ということもできるであろう。

このような視点から、まず、連邦政府における水平的租税関係について、1990 年代における制度上の取り扱いと実態を明らかにした。次に、連邦政府と州政府の垂直的租税関係について制度上の取り扱いを確認した。最後に、カリフォルニア州における水平的租税関係及び連邦政府とカリフォルニア州との垂直的租税関係について、1990 年代における実態を明らかにした。

【研究成果 2】

関口 智・伊集守直「税制改革の将来構想」 『希望の構想—分権・社会保障・財政改革のトータルプラン』 第 3 章 岩波書店 2006.11 148-191

(概要)

本稿では日本における歳入構造の改革に焦点を当て、各政府の歳入を有機的に関連付けた改革を構想している。現状の財政収支の赤字や債務累積に鑑みると、財政収支の均衡に配慮した議論を避けて通ることはできない。その限りでは、歳入構造改革の構想でも収支の回復を意識しないわけではない。しかし、構想する歳入改革は、単に財政収支を均衡させることを主目的にしているのではなく、公平と効率の調和の取れた税制を構築することで、結果的に財政赤字を削減されることを目的としている。

それゆえ、一方で所得弾力性の高い租税構造を志向し、他方で安定的な財源をもたらす歳入構造を志向する。このような歳入構造が実現できれば、国民が公共サービスの増大を選択したときにも柔軟に対応でき、景気が安定化すれば結果として財政収支の均衡も達成されることになる。

ただ、歳入構造改革は財政の原則である「量出制入」を前提としており、国民が必要な財・サービス(歳出)に合意し、その歳出を賄うための改革である。この前提のもとで、中央政府の所得税、地方政府の消費税、社会保障基金政府の社会保障拠出金の三者を機軸に、社会全体で公平と効率の調和を図る戦略を採用した。第 1 節では現行の税制・社会保障負

研究成果の概要 (つづき)

担の実態を検証しながら公平と効率の調和の必要性があることを明らかにした。第 2 節では抜本的歳入改革のシナリオを提示した。第 3 節では近年の税制改革案の中で注目されている二元的所得税論の再検討をおこない、最後にこれまでの議論を踏まえたまとめを行った。

【研究成果 3】

関口 智「アメリカ国際租税政策の一側面—CFC・サブパート F・外国事業体・エンロン—」 立教大学経済学研究会 立教経済学研究 60 巻 4 号 2007.3 135-159

(概要)

本稿では、アメリカの資金循環過程の一側面に対する課税の側面、とりわけ海外直接投資から生じた国外源泉所得に対する、アメリカの国際租税政策について着目した。

アメリカ法人税収の側面から整理してみると、アメリカよりも低税率国への進出が増大していることから、90 年代は一貫して国外実効税率が低下傾向にあった。その要因は国外源泉所得を低税率国に留保していることにあった。低税率国での留保は、本国アメリカでの追加負担が生じないので、アメリカ国内の法人税収の減少要因となる。

アメリカでは国外所得を親会社に配当せずに留保することで、本国親会社の課税を意図的に繰り延べるような行為を抑止すべく、サブパート F 規定を設けている。しかし、租税回避スキームによる所得分類の変更により、サブパート F 規定が機能不全に陥っていることを確認した。このサブパート F 規定の機能不全も、本国アメリカでの合算課税の所得の減少を意味するので、アメリカ国内の法人税収の減少要因となる。つまり、低税率国での留保とサブパート F 規定の機能不全はアメリカ国内の法人税収の減少をもたらす一要因となっている。

この状況は、全世界での法人税収の減少要因にもなっている。というのは、低税率国での留保とサブパート F 規定の機能不全は、国外源泉所得の直面する租税負担には追加の負担が生じないことを意味し、国外実効税率がそのまま租税負担をして反映されることになるからである。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

- (1) 関口 智「アメリカ連邦・州政府における法人所得税・社会保障税・個人所得税の相互関連—C法人・S法人・ユニタリータックス・LLC・EITC—」 立教大学経済学研究会 立教経済学研究 60巻1号 2006.7 57-102
- (2) 日本財政学会第63回大会『マネジドケア下のアメリカ医療財政』討論者 2006.10 近畿大学 (東大阪キャンパス)
- (3) 関口 智・伊集守直「税制改革の将来構想」 『希望の構想—分権・社会保障・財政改革のトータルプラン』第3章 岩波書店 2006.11 148-191
- (4) 関口 智「アメリカ国際租税政策の一側面—CFC・サブパートF・外国事業体・エンロン—」 立教大学経済学研究会 立教経済学研究 60巻4号 2007.3 135-159